

# 村木委員資料

## 平成 29 年 4 月 26 日 再犯防止推進計画等検討会

村木 厚子 意見

生活困窮者の支援に当たっては、「総合的・個別的」（縦割りにしない、個人ごとにカスタマイズする）、「早期的・継続的」（アウトリーチ、アフターケア）、「分権的、創造的」（地域のあらゆる社会資源の活用、自治体のコミット）であることが重要だと言われている。これは、「罪を犯した者等」の支援についても同様である。

この観点に照らしつつ、本検討会の他の有識者意見、とりわけ、自治体や関係機関で実践に携わってこられた方々の意見を拝聴し、次のように考え方を整理してみた。

### 1 必要とされていること

罪を犯した人等が「矯正・保護」の領域から、地域社会に居場所を見つけ「普通の暮らし」に戻り、再び罪を犯さずにすむ環境を整えるためには、次のようなことが必要。

#### （1）関係者のネットワークの創設

罪を犯した人等が普通の暮らしに戻るために必要な社会資源は、医療や、福祉、住宅や就労と極めて幅が広い。本人がそれぞれの分野の関係者に個々に直接アプローチすることが困難であることは明白。またこうした地域の関係者の「矯正・保護」に関する分野に対する苦手意識は強い。そこで、「矯正・保護」の関係者と地域の社会資源たる関係者のしっかりしたネットワークを創り、その調整の中核となる機関を設ける。

具体的には、

- ①地域の社会資源を洗い出し、それぞれが提供できる支援の内容、窓口となる者（担当）などを明確にする
- ②これらの関係者が、日常的に連携・情報交換をする仕組みを作る
- ③具体的に支援が必要な者に対し、ケース会議の開催なども含め、相互に連携して支援ができる仕組みを作る。

## (2) ゲートオープナーの機能の創設

上記ネットワークの構成員である各種の社会資源の利用について、本人に寄り添い、各社会資源にアプローチし、利用を助けるゲートオープナーを担う機能を創設する。

(3) 地域生活に向けてのトランジションを継続的に支援する（出所後などの出口支援のみならず、起訴猶予、執行猶予などの入口支援も含む）仕組みを構築する。

「矯正・保護」の世界から「普通の暮らし」に落ち着くまでの支援が不足していること、あるいは支援はあってもその期間があまりにも短く不十分であることは実践に携わる人の共通の実感である。また入口支援はほとんどないのが現実である。そこで、社会復帰に必要な相談・支援を、本人に寄り添い、切れ目なく、(必要な場合には居場所の提供も含め) 継続的に提供できる仕組みを作る。その際、施設内処遇、社会内処遇まで含めた連続した効果的な支援が行われるよう工夫する。

## 2 1を実現するための政策

(1) 「矯正・保護」から「普通の暮らし」へのトランジションの支援を再犯防止のための法務省の重要な任務として明確にする。

(2) 上記1の3つの事項を実現するため、要保護児童対策協議会などを参考に、次のような仕組みを作る。

- ①都道府県単位、および市町村単位に関係者の連絡協議会を設置し、
    - 社会資源の洗い出し、提供できる支援、窓口となる者（担当）について整理した社会資源マップの作成と日常的なメンテナンス
    - 当該関係者による日常的な連携・情報交換
    - 個々のケースについての情報共有、支援方針の検討、連携した支援の実施
- を行う。

②①の協議会の調整機関となり、併せてゲートオープナー、継続支援の機能を担う中核センターを設置する。

罪を犯した人の普通の暮らしのサポートの観点からは市町村における対応が重要ではあるが、刑事司法機関が都道府県単位であることなどに鑑み、まずは、都道府県（含む政令市）を単位に設置する。

地域の実態には大きな差があること、また、地域の社会資源を有効に活用する観点から、この中核センターは、自治体直轄のみならず、地域の各種の団体に委託することを可能とする。

### 3 進め方

既に問題意識を持って取り組みを始めた団体、自治体等があることから、いくつかの都道府県（政令市）を選び、県、および県内の特定の市に協議会を設置するとともに、中核センター機能を委託できる者を選定し、モデル的に事業を実施してもらおう。その実績をもとに、全都道府県で展開する制度を構築。

その際、矯正施設、更生保護施設、地域定着支援センターなど従来の関係機関がどのように連携することが、全体として再犯防止に対する効果を高めるかを検証する。

## (各論) 就労関係

犯罪を犯した者等の雇用のハードルは高いが、民間企業の雇用に関する理解を得るためにも、国等による実践も重要。

非行少年については、法務省、厚労省、一部自治体で実績があり、これを全省庁、自治体に広げる努力をすべき

また、成人の雇用について欠格条項の問題もあるというが、こうした制度的な障害を回避する工夫をすべき。

直ちに雇用に結びつかない者のための中間的な就労の場の開発の工夫も重要。